

9番 林崎竟次郎でございます。通告に基づき一般質問を行います。

物価高騰から町民の暮らしと生業なりわいを守ることは、最も切実で重要な課題であります。2024年の労働者の実質賃金は前年度マイナス0.5%（経産省5.22）となり、3年連続のマイナスとなりました。総務省の2024年家計調査では、経済的なゆとりを示すエンゲル係数は28.3%と43年ぶりの高水準となっています。物価高騰が継続する中で町民の暮らしは厳しいものとなっています。食料品、水光熱費などあらゆるものの価格が上がっているいま、毎日の買い物にかかる消費税の負担を減らすことは、最も効果的な暮らしの応援です。私は、政府において、直ちに消費税を一律5%に減税すべきと考えます。

本町においても、とどまる気配のない物価高騰から町民を守る、あらゆる施策の探求が必要だと考えます。

今回は、「国民健康保険（国保）」について質問します。

「国保」は、自営業者や年金生活者、非正規労働者などが加入します。被保険者には国保税が課せられます。なかでも18歳以下の子どもには「子の均等割」が掛かり、子育て世帯には重い国保税負担がのしかかります。

被雇用者の健康保険では、子どもなどの扶養家族が何人いても保険料は変わりません。ところが、国保の場合は家族の人数に応じてかかる「均等割」があるため、子どもが多いと国保税が高くなります。児童手当があるとしても、半分以上が国保税の「均等割」で消えてしまいます。全国町村会の要望は、国庫負担の引き上げにより対象範囲を拡充するよう求めています。

このような経済状況下、緊急に子どもの「均等割」をなくすことが重要です。条例で18歳以下、高

校卒業年齢までの方の均等割の減免措置を決めた自治体も増えています。本町においても、直ちに準備に入るべきと考えます。

少子化に伴い、子どもへの予算負担比率が低下しており、財政的にも実施可能だと考えますが、町長の所見を伺います。

次に、「地域新電力」について質問します。

はじめに、「地球温暖化の時代は終わり、地球沸騰化の時代」という気候危機の非常事態が起こっています。すでに世界各地で熱波、豪雨、巨大台風、干ばつ、山火事などの自然災害を引き起こしています。日本でも、能登や盛岡をはじめ線状降水帯による豪雨被害は記憶に新しく、猛暑による熱中症の増加により国民の命が脅かされ、海水温上昇による大不漁など、農業や水産業にも大きな被害をあたえています。

このような中で、「地域新電力」に取り組んでいく

ということは、気候危機打開の緊急性に応えると共に、再生可能エネルギーの地消地産で足腰の強い地域経済の構築、持続可能な町づくりへの挑戦と考えます。改めて、その決意のほどを伺います。

自治体による電力会社の設立は、当時初のものとして知られる、群馬県中之条町は、2013年6月「再生可能エネルギーのまち中之条」宣言を採択。6月には「中之条町再生可能エネルギー推進条例」を制定。また8月には「一般社団法人中之条電力」設立、2015年11月には「株式会社中之条パワー」が財団による全額出資により設立されました。そして12月には、同社が財団から新電力の事業を承継し、現在に至っています。

本町においては、地域新電力会社設立支援業務委託公募型プロポーザル実施のスケジュールが始まっているようです。どのようなものか、お答えください。

私の、「地域新電力」に関してのスローガンは「町

民と町に利益をもたらす、町民共同の新電力」です。これから、先進自治体、先進事例に学んでいくわけですが、それらを乗り越えて日本一の「地域新電力」を創ろうではありませんか。

以上、本席からの質問を終わります。

9 番 林崎 竟次郎 議員の御質問にお答えします。

はじめに、国民健康保険税につきましては、世帯における所得や資産、被保険者数等により算定しております。

子どもに係る均等割の減額につきましては、平成 30 年 11 月の全国町村会からの「子どもに係る均等割保険税を軽減するための支援制度の創設」の要望を受け、国は令和 4 年度から未就学児の均等割を半額に減額したところがあります。

また、各世帯の所得額が一定の基準額を下回る場合、均等割と平等割の軽減措置を行っているところでもあります。

一方、国では子育て支援対策の充実と強化を図る目的で、令和 8 年度から全医療保険者による「子ども・子育て支援金」制度を創設し、子育て分野における財源確保を図ることとしており、国保税においても新たに同支援金分が賦課されることになります。

この事業の詳細につきましては、今後国において検討が進められることから、町独自の子どもの均等割の減額措置につきましては、この検討の推移や県による国保税の県内統一化に向けての動向、スケジュール等も注視しつつ、慎重に検討してまいりたいと考えております。

次に、地域新電力につきましては、エネルギーの地消地

産や、地域内経済循環による雇用創出に寄与し、持続可能なまちづくりへとつながる大きな柱になる事業と認識しております。

「地域新電力会社」につきましては、町民の皆様を始め、議会や事業者の皆様との合意形成を図りながら、法人の設立に向けて着実に準備を進めてまいりたいと考えております。

次に、「地域新電力会社設立支援業務」についてありますが、令和8年度の地域新電力会社の設立に向けたスケジュールを組み立てながら、関係者の合意形成を図るための勉強会や説明会の開催、先進事例の視察、事業計画の策定、出資希望事業者向けの説明会開催などの一連の業務を、専門的な知見を有する業者に委託しようとするものであります。

なお、この事業の関連予算につきましては、本定例会へ上程しておりますので、お認めいただきました際には、速やかに地域新電力会社の設立準備に着手してまいりたいと考えております。

地域新電力事業は、町の経済活性化と環境保全の両立を可能とし、地域の活力を高める取組であると認識しており、脱炭素社会の実現と持続可能なまちづくりのために力強く推進してまいりたいと考えております。

以上で答弁を終わります。